

## 第41回大阪市男女共同参画審議会 会議録

1 日 時 令和3年8月30日（月） 14時～16時

2 会 場 大阪市役所本庁5階 特別会議室

3 出席者 (審議会委員)

朴木会長、石川委員、大束委員、興津委員(※)、高橋委員、田中委員、辻委員、徳野委員(※)、鳥生委員(※)、永田委員、前田委員、森岡委員、森田委員(※)、梁委員(事務局)

山本市民局理事、西野女性活躍推進担当部長、中野男女共同参画課長、古武雇用女性活躍推進課長、高戸男女共同参画課長代理、永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理、真鍋雇用勤労施策担当課長代理、梅辻女性活躍推進担当課長代理、西嶋男女共同参画課担当係長、木田雇用女性活躍推進課担当係長  
(大阪市男女共同参画推進本部)

古井人事室人事課長代理、服部経済戦略局企画総務部企画課長代理(※)、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長(※)、小谷福祉局総務部経理・企画課長(※)、片桐健康局健康推進部健康施策課長(※)、松村こども青少年局企画部企画課長(※)

※ウェブ会議により出席

- 4 議 題 (1) 会長・会長代理の選出について  
(2) 令和2年度の取組状況・実績・評価について  
(3) 第3次大阪市男女きらめき計画に基づく施策の推進の進捗管理について

### ○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

ただいまより第41回大阪市男女共同参画審議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しい中、ご出席賜り厚くお礼申しあげます。私は、進行役を務めさせていただきます。男女共同参画課長代理の高戸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、本日の会議進行についてご案内させていただきます。

本日は会場出席とインターネットを介したリモート出席による開催となります。会場出席の審議会委員の方は、ご発言の際にマイク下部の銀色のスイッチを押して頂き、スイッチの左右の赤いランプが点灯したことを確認してからご発言ください。また、ご発言が終わられましたら、再度スイッチを押して電源オフの状態にさせていただきますようお願いいたします。また、リモート出席の委員の方は、カメラをオン、マイクをオフ、を基本とし、ご発言の際にマイクをオンにさせていただくようお願いいたします。男女共同参画推進本部常任幹事の方は、カメラ・マイクともオフを基本とし、ご発言の際に、カメラ・マイクをオンにさせていただくようお願いいたします。なお、リモート出席の方向けに会場にカメラを設置しております。会場出席の方はご発言の際、ご着席のままをお願いいたします。

次に、本審議会は「審議会の設置及び運営に関する指針」により公開となっております。個々の発言要旨と発言者氏名を記載した会議録を作成し、ホームページ上に公表することとなりますので、ご了承

承願います。

傍聴者におかれましては、お手元の傍聴要領を順守くださいますようお願い申し上げます。

以上、審議会の円滑な運営にご協力をよろしくお願いたします。

それでは開催にあたりまして、山本市民局理事からご挨拶申し上げます。

#### ○ 事務局（山本市民局理事）

市民局理事の山本でございます。

本日はお忙しい中、また、新型コロナウイルス感染症の拡大にかかる緊急事態宣言が発出されている状況の中、リモートによるご出席をはじめ、感染拡大防止に色々ご配慮いただきながらご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、平素より本市の男女共同参画施策はもとより、市政の各般にわたって、格別のご高配を賜っておりますことにこの場をお借りして感謝申し上げます。

この度は、公私ともにお忙しい中、第10期男女共同参画審議会委員にご就任いただきましたこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。今後の審議会運営に何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、再任いただいた委員の皆様方におかれましては、昨年度、第3次男女共同参画基本計画の策定に多大なご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。おかげをもちまして、本年3月に無事計画を策定することができました。改めて感謝を申し上げます。

本日は、第10期の皆様方での初めての審議会となりますが、委員の皆様方それぞれのお立場から忌憚のないご意見を交わしていただければと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

後ほど事務局の方から詳細のご説明をさせていただきますけれども、本日はまず昨年度の本市の事業実績についてご意見をいただきまして、その後、第3次男女共同参画基本計画について、施策の進め方などのご意見を賜りたいと考えております。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大によって顕在化した女性に対する暴力の増加・深刻化への懸念や、女性の雇用、所得への深刻な影響などは、男女共同参画の重要性を改めて浮き彫りにするものであり、男女共同参画の視点からの取組をさらに推進していくことが求められている状況であると認識をしております。

本日いただきましたご意見を、今後の施策展開に生かしてまいりたいと考えておりますので、限りある時間の中となりますが、活発なご議論を賜りますようお願いを申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

#### ○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

引き続き、事務局にて進めさせていただきます。

本日は、第10期の委員の皆様による最初の審議会となります。会場出席の方につきましては、机上に委嘱状を置かせていただいておりますので、お納めください。リモート出席の方には別途送付させていただきます。

本審議会の委員名簿は配付資料の「参考資料1 委員名簿」のとおりですが、本日ご出席の皆さまについては、お手元の出席者名簿及び配席表に沿ってご紹介させていただきます。リモート出席の方は、本日送信しましたメールに添付しておりますのでご確認をお願いいたします。

まず、市役所にご出席の方から五十音順でお名前をお読みいたしますので、よろしくお願いいたします。

市会議員 石川博紀様でございます。

○ 石川委員

よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

佛敎大学社会学部 准教授 大東貢生様でございます。

○ 大東委員

大東でございます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

大阪府看護協会 会長 高橋 弘枝様でございます。

○ 高橋委員

高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

公募委員 田中冬一郎様でございます。

○ 田中委員

田中と申します。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

市会議員 辻淳子様でございます。

○ 辻委員

辻でございます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

同じく市会議員 永田典子様でございます。

○ 永田委員

永田です。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

京都教育大学 監事 朴木佳緒留様でございます。

- 朴木委員  
朴木でございます。よろしくお願いいたします。
  
- 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
大阪市地域女性団体協議会 会長 前田葉子様でございます。
  
- 前田委員  
前田でございます。よろしくお願いいたします。
  
- 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
公募委員 森岡伸枝様でございます。
  
- 森岡委員  
森岡でございます。よろしくお願いいたします。
  
- 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
弁護士の梁沙織様でございます。
  
- 梁委員  
梁でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
  
- 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
次に、リモートでご出席の方につきまして、五十音順でお名前をお呼びいたします。  
大阪商工会議所 人材開発部長 興津厚志様でございます。
  
- 興津委員  
大阪商工会議所 興津です。よろしくお願いいたします。
  
- 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
日本労働組合総連合会大阪府連合会 大阪市地域協議会 事務局長 徳野尚様でございます。
  
- 徳野委員  
連合大阪の徳野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
  
- 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
大和ハウス工業株式会社 経営管理本部サステナビリティ企画部 次長大和ハウス工業株式会社経営管理本部 鳥生由起江様でございます。
  
- 鳥生委員  
大和ハウス工業の鳥生と申します。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

関西大学社会学部 教授 森田雅也様でございます。

○森田委員

関西大学の森田でございます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

本日ご出席の委員の皆様は以上となります。なお、NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 副理事長 島津聖様につきましては、本日所用のためご欠席されております。

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。なお、時間の都合上、口頭での紹介は配席表の前列のみとさせていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました、山本市民局理事でございます。

○事務局（山本市民局理事）

市民局理事の山本でございます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

西野女性活躍推進担当部長です。

○ 事務局（西野女性活躍推進担当部長）

西野でございます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

中野男女共同参画課長です。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

中野です。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

古武雇用女性活躍推進課長です。

○ 事務局（古武雇用女性活躍推進課長）

古武でございます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理です。

○ 事務局（永富配偶者暴力相談支援センター担当課長代理）

永富でございます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
真鍋雇用勤労施策担当課長代理です。

○ 事務局（真鍋雇用勤労施策担当課長代理）  
真鍋です。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
梅辻女性活躍推進担当課長代理です。

○ 事務局（梅辻女性活躍推進担当課長代理）  
梅辻でございます。よろしくお願いいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）  
男女共同参画課長代理の高戸でございます。よろしくお願いいたします。

最後に、庁内の推進体制である男女共同参画推進本部から常任幹事が出席しております。お手元の出席者名簿と配席表のとおりとなりますので、ご確認ください。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の会議次第が表紙になっておりますので、そちらをお手元をお願いいたします。リモート出席の方は、8月24日に送信しましたメールの添付資料となりますので、そちらをご確認ください。

まず1枚目が本日審議会の次第となっております。次に「資料1 第2次計画のPDCA・進捗管理について」、「資料2 施策の各基本的方向の進捗状況」、「資料3 自己評価一覧」、「資料4 第2次大阪市男女きらめき計画にかかる令和2年度実績及び自己評価（全事業の自己評価調査票）」、「資料5 成果指標・活動指標及び参考指標の現状値一覧」、「資料6 第2次大阪市男女きらめき計画（平成28年度～令和2年度）概要版冊子」、「資料7 第2次計画におけるPDCAにかかる外部評価について」、「資料8 リーフレット「第3次大阪市男女きらめき計画（大阪市男女共同参画基本計画）」（概要版）」、「資料9 第3次大阪市男女きらめき計画に基づく施策の推進の進捗管理について（案）」となっております。

最後に参考資料としまして、大阪市男女共同参画審議会委員名簿、大阪市男女共同参画審議会規則、大阪市男女共同参画審議会運営要領を添付しております。

他に、出席者名簿と、本日の配席表を添付してまして、併せて「大阪市女性のつながりサポートLINE相談」と「ストップコロナ差別シトラスリボンプロジェクト」のご案内のチラシも添付してまして、こちらについては後ほどご案内させていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、「議題（1）会長・会長代理の選出について」となっております。

会長の選出でございますが、お手元の「参考資料2 大阪市男女共同参画審議会規則」をご覧ください。

規則第2条で定められておりますが、会長は委員の互選により選出することとなっております。

皆様、ご意見はございますか。

○ 前田委員

はい。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

前田委員、お願いいたします。

○ 前田委員

僭越でございますが、前期から引き続き委員を務めておりますので発言させていただきます。

前期の審議会では、市長から第3次計画の策定について諮問いただき、議論を重ね、今年1月に答申を出すことができましたが、その際、専門調査部会の長として、答申の作成にご尽力いただきました朴木委員に会長をお願いするというのはいかがでしょうか。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

皆様いかがでしょうか。

特にご異議もないようですので、朴木委員に会長をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、本審議会の会長に選出されました朴木会長からご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○ 朴木会長

改めまして、朴木でございます。

このたびは会長という大役をお引き受けすることになりました。

先ほどの理事のご挨拶にもございましたが、コロナ禍で皆さんが大変な思いをなさっていて、その中でも特に、女性の様々な問題が目に見えるかたちで浮上してきたということがあります。

それから、私は、震災の研究をしております、東日本大震災からもう10年が経ちましたが、あのような大きな震災があったときには、やはり、社会的に、日頃から問題を抱えやすいような状況にある人がより多くの被害を受けるということもあります。

私達の審議会は、直接的に何か政策を実行するというものではありませんが、被害があった場合にも、その被害がより小さくなるように、日頃の基盤的な施策をきちんと行っていくことができる、そういうお手伝いといいますか、下支えができれば大変ありがたいと思っております。ご協力どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

朴木会長ありがとうございました。

続きまして、会長代理の選出でございますが、先ほどの参考資料2の規則第2条第3項におきまして、会長が指名することとなっておりますので、朴木会長からご指名いただきたいと存じます。

○ 朴木会長

それでは私から指名させていただきます。

会長代理には、前期の審議会において専門調査部会委員として答申作成にご尽力いただきました森田

委員にお願いしたいと思います。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

朴木会長からご指名がありましたので、森田委員に会長代理をお願いしたいと存じます。皆様よろしくお願ひいたします。

それでは森田会長代理からご挨拶をいただきたいと存じます。森田会長代理よろしくお願ひいたします。

○ 森田委員

改めまして、森田でございます。よろしくお願ひいたします。できる限り会長をサポートして努力してまいりたいと存じます。

私事ですが、17年前の2004年に育児休暇をとりまして、その時の男子育休取得率は0.56%でした。7月末に出た最新の数値では12.65%ということで、近年の伸びは目を見張るものがあり、隔世の感を覚えております。

とはいうものの、労働分野でも他の事柄ではまだまだですし、他の分野におきましてもまだまだ男女共同参画が進んでいないと認識しております。大阪市の男女共同参画が少しでも進むよう委員の皆様ともども取り組んでまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○ 事務局（高戸男女共同参画課長代理）

森田会長代理、ありがとうございました。それでは、これより朴木会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 朴木会長

それでは、議事進行させていただきます。

議題（1）は今、終了いたしました。従いまして、次は「議題（2）令和2年度を取組状況・実績・評価について」でございます。こちらは資料もたくさんあるようですので、まず事務局から説明をお願いいたします。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

それでは、議題（2）令和2年度を取組状況・実績・評価につきまして、事務局からご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

本年3月に策定した第3次計画の過程におきまして、第2次計画での取組の振り返りは行っておりますが、残る令和2年度を取組実績についてご報告させていただきます。

まずは、これまでの計画である第2次計画の概要を資料に基づいてご説明させていただきます。

資料1の1ページをご覧ください。

第2次計画は、平成28年度から令和2年度までの5年の計画として、男女参画社会の実現を目指して進めてまいりました。具体的には「あらゆる分野における女性の活躍の促進」「安全で安心な暮らしの支援」「男女共同参画社会の実現に向けた社会環境の整備」の3つの施策分野について、「雇用等における女性の活躍促進と両立支援」をはじめとする10の基本的方向に整理しまして、成果指標の達成に向けて取り組んでまいりました。

資料をおめくりいただきまして、2ページは3つの施策分野、10の基本的方向および各基本的方向における具体的取組の体系を示しております。

3ページをご覧ください。計画を推進するためにPDCAサイクルを回すこととしており、まずP（Plan）で、計画に位置づけている各事業について、所管する区・局において、毎年度事業計画を作成し、事業を実施（Do）します。

その次のC（Check）ですが、区・局において、事業の実施状況や指標の達成状況の自己評価を行い、その内容を事務局で取りまとめて審議会に報告し、男女共同参画の視点から検証評価を行っていただき、その評価を外部評価として公表するとともに、区・局にフィードバックします。そして、左のA（Act）として、事業の改善又は次年度の事業計画に反映していくというふうに、PDCAサイクルを回しております。

令和2年度の実績をまとめた、資料2によりご説明させていただきます。

すでに令和3年度からの第3次計画の計画期間に入っておりますが、継続している事業も多くございますので、第3次計画の推進に向けてご意見を賜ればと存じます。

なお、資料3、資料4、資料5は、資料2の詳細資料、資料6は、前計画の概要冊子となりますので、参考としてご覧ください。

それでは、「資料2 施策の各基本的方向の進捗状況」をご覧ください。この資料は、基本的方向ごとに、成果指標等の現状値や主な取り組みの状況を踏まえまして、計画の取組実績を報告するものでございます。

#### ○ 事務局（古武雇用女性活躍推進課長）

それでは、資料2の1ページ、基本的方向1「雇用等における女性の活躍促進と両立支援」についてご説明させていただきます。

まず「ア 計画における課題の認識」ですが、大阪市における15歳以上の女性の就業率や、出産・育児等による離職が多くあると考えられる35歳～44歳の女性の就業率はともに全国平均を下回る水準にあります。女性活躍の推進に向けては、企業に対しては男性中心型の労働慣行の見直し等への実効的な啓発、個人に対しては、女性のキャリアアップや再就職支援、仕事と家庭の両立に向けた啓発等が必要との認識の下、取り組んでまいりました。

続きまして、「イ 計画の取組実績」について、企業等における男性中心型の働き方の見直しと仕事と家庭の両立支援、雇用の場における女性の活躍に取り組む企業への支援、市役所における働きやすい職場づくりなど、令和2年度は39事業を実施いたしました。主な取組につきましては、次の2ページ「エ」の一覧表に記載しております。

成果資料につきましては、「ウ 成果指標の現状値」にありますとおり、「女性（25～54歳）の就業率（大阪府）」は上昇傾向にあり、令和2年平均で75.1%と、目標値の72.7%以上を達成しております。「大阪府と全国平均女性（35～44歳）の就業率の差」についても、令和2年平均で3.0%となっており、目標値の4%以内を達成しております。

このように、女性の就業に関しては、中長期的には概ね順調に進んでいるものの、新型コロナウイルスの流行による経済情勢の悪化に伴い、有効求人倍率が低下傾向にあることから、就業支援の取組については着実な継続が重要であると認識しております。

企業における女性活躍の取組については、特に中小企業等において進んでいない傾向があるため、中小企業等を中心に、女性活躍に取り組む意義や必要性の理解が深まるよう積極的に働きか

けていくとともに、働きやすい職場環境整備に向けた取組支援を行ってまいります。

また、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が、意識調査の結果からも、根強く残っていると考えられることから、女性も男性も働きたい全ての人が、家庭生活と両立しながら働くことの意義が広く浸透するよう、あらゆる機会・手段を活用した意識啓発に取り組んでまいります。

なお、3ページに、「オ」の囲みとして、成果指標の達成に向けて取り組む目安として設定した目標値と、これに対する実績を「活動指標」として、経年的に一覧化しておりますので、ご参照ください。

次に、4ページ目、基本的方向2「地域における女性の活躍促進」についてですが、「ア 課題認識」について、地域活動において、リーダーはほとんどが男性であり、女性が中心的役割を果たせていない傾向にあり、原因として考えられる「男性はリーダーを務め、女性は補佐的な役割でよい」といった意識や慣習の解消を図るとともに、女性自身の地域参画を促進するため、意欲ある人材の発掘・育成・支援を行う必要があるとの認識の下、取り組んでまいりました。

「イ 計画の進捗状況」について、女性の地域活動への参画促進のための環境づくり、地域で活躍する女性の育成・支援など、13事業を実施しました。主な取組事業につきましては、「エ」の囲みに掲載しております。

各項目の活動指標についてですが、5ページ「オ 活動指標及び参考指標の現状値一覧」の囲みをご覧ください。

ここで、2つ目「女性チャレンジ応援拠点」の取組、これは地域において活躍する女性の発掘、育成、支援を行う拠点として、利用者数は、令和2年度末時点で累積4,470人と、目標値の4,000人を上回っており、地域で活躍するロールモデルとなる女性を多数輩出しています。

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により利用者が減少しましたが、相談会やセミナーの実施にあたってはオンラインの手法を取り入れ、コロナ禍でも持続可能かつ利便性の高いサービスの提供に努めているところでございます。

成果指標については、4ページにお戻り頂いて「ウ」の囲みにあるように、「地域で女性が活躍しやすくなっていると答えた市民の割合」は42.0%に留まっており、目標値の60%に届いていないことから、様々な地域活動において女性の視点が反映されるよう、活動のリーダー的な役割を担う女性を増やしていく必要があると認識しております。

「イ」の囲みに戻りまして、最後の部分ですが、様々な地域活動において、女性が活動の企画や方針決定に中心的な役割を果たしていけるよう、地域活動団体等に対して、地域活動において女性の参画が拡大することの意義の浸透を図るとともに、地域活動への参画に意欲のある女性の発掘、育成、支援を積極的に行ってまいります。

続きまして6ページ目、基本的方向3「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」についてですが「ア」の課題認識について、社会の様々な分野において、男女が対等な構成員として、多様な視点を持って政策・方針決定を行うことが必要であるものの、女性の参画は十分に進んでいない状況であることから、企業はもとより、率先垂範すべき大阪市役所における女性職員の管理職登用や、外部の視点から市の方針決定に関わる審議会委員への女性登用を図る必要があるとの認識の下、取り組んでまいりました。

「イ」の計画の進捗状況についてですが、令和2年度は16事業を実施しました。主な取組事業につきましては、次の7ページの「エ」の囲みに掲載しております。女性職員の管理職への登用促進や、市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組等を実施してまいりました。

成果指標については、6ページに戻りまして、「ウ」の囲みにあるように、審議会等、市役所の管理職に占める女性の割合はともに、中長期的にみて上昇傾向にあるものの、令和2年度の目標値にはやや届かなかったところです。

「イ」に戻りまして、今後も、政策・方針決定過程への女性の参画拡大の観点から、本市におきましても、引き続き、性差なく能力を引き出すような女性職員育成の取組やキャリアアップに向けて必要な職務経験を積み重ねることができる相談体制の整備等を進めるとともに、審議会等委員への女性の参画を促進してまいります。私からの説明は以上となります。

#### ○ 事務局（中野男女共同参画課長）

続きまして、施策分野Ⅱ「基本的方向4 女性に対するあらゆる暴力の根絶」について、「ア 課題の認識」ですが、大阪府内におけるDVの相談件数は全国的に見ても多く、その内容も複雑で深刻なケースが増えてきていることから、被害者の安全確保に向け、関係機関との連携を強化するとともに、自立支援に向けて、関係機関との一層の連携が必要であるとの課題認識のもと取組を進めてまいりました。

「イ 計画の取組実績」ですが、女性に対する暴力の予防と根絶のため、警察・学校等の関係機関と連携し、犯罪が発生しにくい環境づくり、広報・啓発、予防教育など、35事業を実施しました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛や生活不安、ストレスを背景にDVの増加や深刻化が懸念され、区役所や配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は、令和元年度に比して約3割増加しました。

このような状況を踏まえ、相談しやすい環境整備として、令和2年5月から新たにDVに関するメール相談を実施しています。また、区役所窓口での啓発動画の放映や、大阪市LINEでDV相談窓口について周知を行ってまいりました。

成果指標の状況ですが、「ウ 成果指標の現状値」にありますように、「なぐる・ける」を暴力として認識する市民の割合につきましては、平成27年度市民意識調査の結果87.2%と比較すると、令和元年度は91.6%に上昇しております。また、「友達や身内とのメールなどをチェックしたり、付き合いを制限する」を暴力として認識する市民の割合は、平成27年度の46%と比較すると、令和元年度は56.5%へと、それぞれ増加しているものの、目標値には達していません。また、配偶者暴力相談支援センターの相談窓口の認知度についても、目標値の50%には達していない状況であり、今後一層の啓発が必要と認識しております。

「イ」に戻りまして、暴力の未然防止を図るための予防教育の取組みとして、学校教育の場における啓発教材、これが令和元年度に作成したものでございますが、これを活用したデートDV防止の啓発・予防教育授業を、令和2年度から開始しており、引き続き若年層に対する啓発教育の充実を図ってまいります。

引き続き、女性に対する暴力防止に向けた啓発や、DV相談窓口の周知について、各区の広報紙や情報誌「クレオ」、本市のSNS、区役所設置のデジタルサイネージなど各種広報媒体を活用し、積極的かつ効果的な広報・啓発を実施してまいります。

資料の11ページをご覧ください。

「基本的方向5 生涯を通じた健康支援」についてご説明します。

「ア 課題の認識」ですが、男女ともに生涯を通じて健康を保つためには、生活習慣病の早期発見・早期治療を行うため各種がんの検診受診率の向上が必要であり、また、妊娠・出産や女性特有の疾病など性差に応じた健康管理や思春期、出産期、更年期、老年期等ライフステージに応じた取り組みを

進めていく必要があるとの課題認識のもと取組みを進めてまいりました。

「イ 計画の取組実績」ですが、骨粗しょう症検診などの生涯を通じた女性の健康支援や、妊婦健康診査などの妊娠・出産にかかる健康支援、がん検診受診勧奨や生活習慣病の予防の取組など、令和2年度は36事業を実施し、概ね事業計画どおり実施いたしました。

成果指標について、「ウ 成果指標の現状値」にありますように、がん検診の受診者数は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響により、例年より減少しておりますが、このような状況を踏まえ、大阪市ホームページや包括連携企業の店頭デジタルサイネージなど各種媒体を活用した周知を実施しました。また、未受診者への個別勧奨として、過去の記録から確認した令和2年度未受診者に対し、個別勧奨はがきを74,000人に発送しております。

今後も、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しつつ、定期的な受診の必要性について啓発する必要があると認識しております。

続きまして、資料13ページをご覧ください。「基本的方向6 困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」についてです。

「ア 課題の認識」としまして、大阪市でひとり親家庭の母親は8割以上が就労していますが、非正規雇用で働く人の割合は5割を超えていることから、子育てをしながら、自立した生活を営むことができるよう支援をしていく必要があり、また、子どもの相対的貧困率は、昭和60年頃からおおむね上昇傾向にあり、教育や福祉等の分野において関連する取組みを推進し貧困状況の改善を図る必要があること、さらに、高齢者、障がいのある人が男女ともに住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加ができる環境整備が必要である等の課題認識のもと、取組を進めてまいりました。

「イ 計画の取組実績」ですが、生活上の困難を抱える女性等への自立支援に関する取組や、高齢者・障がい者等の安心な暮らしの環境整備など、令和2年度は58事業を実施し、概ね事業計画どおり実施いたしました。

成果指標について、女性（25～54歳）の就業率（大阪府）は上昇傾向であり、目標値を達成していません。成果指標に関係する主な事業として、ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業において、ひとり親家庭の親等に対して、きめ細やかな相談と個々の実情やニーズに即した柔軟な職業紹介のため、キャリアカウンセラーと福祉職経験者を配置する等の体制を確保し、就職促進に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響で新規求人数が半減しましたが、就職率（求職者登録者に対する就職者の割合）は36.4%であり、引き続き求職者の希望する職種等への就職ができるように努めてまいります。

続きまして、資料16ページをご覧ください。「基本的方向7 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」ですが、「ア 課題の認識」としまして、長時間労働、男性中心型の労働慣行が存在する中で、育児・介護については女性の負担が依然として多くなっている現状があり、今後長時間労働の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男女ともに仕事と育児・介護を両立し多様な生き方、働き方を選択できるよう、特に女性の離職の主因ともなっている育児・介護について、支援基盤の充実を図ることが必要であるとの課題認識のもと取組を進めてまいりました。

「イ 計画の取組実績」ですが、一時預かりなどの保育サービスや在宅サービスなどの介護保険事業、クレオ大阪における相談事業など、令和2年度は70事業を実施し、成果指標の目標は概ね達成しています。

男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けるなどして、一部で当年度の実績が目標に届かなかった事業もありますが、中長期的には概ね順調に進んでおり、取組の着実な継続が重要であると考えています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談事業のニーズの高まりや非接触の相談手法の拡充として、クレオ大阪で実施している女性総合相談事業において、これまでの電話・面接に加え、メールによる相談も開始いたしました。

保育所の整備に関しては、市内中心部でのマンション建設等による保育ニーズの急激な増加などの課題もあり、引き続き、入所枠の確保に取り組んでいき、病児・病後児保育事業についても、ニーズを満たすため、引き続き整備を行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、引き続き、より身近な、相談しやすい環境整備を行うとともに、より多くの方に利用していただけるよう積極的な広報に努めてまいります。

続きまして、資料19ページをご覧ください。「基本的方向8 男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」について、「イ計画の取組実績」ですが、学校園における男女平等教育の推進や男女共同参画週間における普及啓発活動などの取組や、男性の意識改革を促進するためのセミナーの実施など、令和2年度は46事業を実施しました。

成果指標について、「社会全体として平等であると思う市民の割合」は17.0%であり、平成27年度と比べると上昇していますが、いまだ目標は達成していません。一方で「男女共同参画社会について「ある程度内容を知っている」「聞いたことがある」と答えた市民の割合」は目標を上回っており、本施策の認知度については広く浸透してきていると考えられます。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によって、男女共同参画を推進するための各種講座・セミナー等の事業の中止や実施方法変更を余儀なくされたものが多かった一方で、オンライン形式でのセミナー実施など「新しい生活様式」に応じた事業を実施しました。男女共同参画普及啓発事業において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、これまで連携してきた各区のイベントが中止となる中、新たに区役所窓口設置のデジタルサイネージなどを活用した動画による啓発など、非接触の手法により啓発を実施しました。引き続き、学校、職場、地域等のあらゆる機会を通じて、男女共同参画についての教育・啓発活動を展開してまいります。

資料23ページをご覧ください。「基本的方向9 男女共同参画の視点に立った防災・減災対策」ですが、「ア 課題の認識」としまして、東日本大震災の教訓から、避難所における男女によるニーズの違いが明らかになっているなど、災害対応において、男女共同参画の視点が欠かせないことが認識され、地域防災活動においては、誰もが安心して過ごすことができる避難所の運営が行われるよう、男女共同参画の視点に立った取組みを進めていくことが必要であるとの課題認識のもと取組みを進めてまいりました。

「イ 計画の取組実績」ですが、地域を対象としたセミナーや防災訓練等の場を通じての女性参画の必要性の啓発や、クレオ大阪各館において女性の視点で防災・減災を考えるセミナー、「地域防災における女性の参画」に向けた地域出前セミナーを実施するなど、令和2年度は11事業を実施し、概ね事業計画どおり実施いたしました。

活動指標である「防災に関する講座・セミナー等において、地域防災活動に女性の参画が必要だと思う参加者の割合」は98.5%であり、目標値を達成しています。

「イ」に戻りまして、東日本大震災以降、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須であるという認識が国においても示され、男女共同参画の視点に立った防災・減災対策の取組はますます重要なものとなっています。

令和2年4月に策定された「大阪市地域防災計画」においても「男女共同参画の視点による避難所

運営などの内容」が盛り込まれており、今後も、地域防災訓練の場で、女性視点での避難所運営の必要性を議論するなど、男女共同参画の視点を踏まえた取組を進めてまいります。

続きまして、資料24ページをご覧ください。最後に、「基本的方向10 国際社会と強調した取組の推進」ですが、「ア 課題の認識」としまして、国際社会との協調した取組の推進については、情報誌クレオを活用して、日本の状況についての啓発に取り組んでいるが、今後さらに国際的な取組についても市民に情報発信を行い、男女共同参画の取組を進めていく必要があるとの課題認識のもと取組を進めてまいりました。

「イ 計画の取組実績」ですが、令和2年度はSDG sをテーマとしてセミナーの開催や情報誌による情報発信を実施しました。SDG sについての記事を、毎回、情報誌クレオに掲載し、SDG sの各目標の解説や、企業・団体の取組についての情報を発信しました。

今後も、国際社会と協調した取組を市民が身近に感じて、自身の行動のきっかけとなるよう、より効果的な情報発信に努めてまいります。

以上、令和2年度の取組実績のご説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○朴木会長

事務局より「令和2年度の取組状況・実績・評価」について、ご説明いただきました。

先ほどの「資料1 計画のPDCAについて」で説明がありましたように、私たち審議会委員は外部評価をするという役割でございます。事務局よりご説明のありましたことに関わりまして、積極的にご発言いただけますと、大変ありがたいと思います。

リモートでご出席の方は、「手を挙げる」ボタンを押していただきましたら、順番に当てさせていただきますので、よろしくお願いいたします。会場にご出席の方は実際に手を挙げていただきましたらと思います。

いかがでしょうか。どなたからでも、ご遠慮なくご発言ください。お気付きの方ですとか、あるいは少し説明がわからなかったなという方、ご意見を付け足したいという方など、ご意見がある方、どうぞ、ご遠慮なくよろしくお願いいたします。

○大東委員

よろしいですか。

○朴木会長

はい、どうぞ。

○大東委員

確認したいことがあるのですが、資料4の「令和2年度自己評価」で、「運営方針」「局策定の方針」「その他」とあるのですが、「その他」は具体的には何を指しているのかというのを教えていただきたいと思います。

○朴木会長

資料4の上段に書いてある部分ですね。

○大東委員

そうです。「その他」とは何を指すのかということです。

○朴木会長

事務局より説明をお願いしますか。

○ 事務局（西嶋男女共同参画課担当係長）

男女共同参画課担当係長の西嶋と申します。

資料4の「自己評価」の補足説明をさせていただきます。

こちらは、ひとつひとつの事業について目標を立て、それを達成したかどうかを測っているという形ですが、大阪市では、各所属で事業の運営の方針ということで、毎年度目標を立てて方針を定め、それが達成できたかをどうかを公表していくという「運営方針」というのをやっております、「運営方針」で目標を定めているものがこの「運営方針」に当たります。

また、ご議論いただいております男女共同参画基本計画のように、各所属でいろいろと計画を立てておりまして、例えば、健康増進計画であるとか、こども子育て支援計画であるとか、そういったそれぞれの所属の計画で目標を立てているものは、この「局策定の計画」という項目にしております。

「その他」というのは、運営方針とか計画というのに、特段、目標というものは載せておりませんが、それぞれの事業において、それぞれ目標を立てているもので、いわゆる「運営方針」や「局策定の計画」以外の、その他の事業という形で位置付けており、それぞれの事業ごとでそれぞれの担当課が目標を立てているものでございます。

説明は以上でございます。

○朴木会長

よろしいでしょうか。

○大東委員

それに関連して、この調査表の中で「令和2年度課題と改善策」という項目が右側の枠にあります。その中で書かれているものもあれば書かれてないものもあるのですが、それはどういったことなのかをご説明いただけたらと思います。

○ 事務局（中野男女共同参画課長）

資料4で、課題と改善策について、書いているところと書いていないところがあるということですが、庁内の推進本部幹事を通じて各局のとりまとめをしており、各取組の振り返りや課題と改善策についても各事業の担当部署で検討いただいているところです。課題と改善策について、積極的に検討いただいているところもあれば、事業進捗にあたって、例えば、目標を達成している事業などでは課題と改善策については必要がないということもございますので、このような記載となっております。

○大東委員

わかりました。ありがとうございます。

○朴木会長

他の方はいかがでしょうか。ご遠慮なく、ご発言をどうぞ。

○梁委員

はい。

○朴木会長

どうぞ。

○梁委員

「基本的方向1 雇用等における女性の活躍促進と両立支援」についてのご質問ですが、「ア 計画における課題の認識」の中で、その原因は雇用環境や固定的な性別役割問題などが影響していると考えられる、とあって、近年、上昇傾向であるものの、まだ全国平均を下回っているということですが、私の不勉強かもしれませんが、大阪というのは日本の中でいうと一応都会と言われる場所であって、固定的な性別役割分担意識が地方に比べて強いのかと言われてたら、必ずしもそういうふうになっているとは考えられない。具体的な施策を制定するにあたっては、その原因分析が非常に重要かと思われませんが、この原因等々について、何かご説明いただけるのであればお願いしたいのですが。

○朴木会長

意識調査の結果を引用してご説明なさったのかと思いますが、その部分をもう少し具体的にご説明いただけないかということだと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（西野女性活躍促進担当部長）

大阪府において、女性の就業率がなぜ低いのかということですが、いろいろな研究論文などで分析がされているのですが、一番大きな要因としましては、大阪府の女性は、結婚や育児、子どもが生まれるなどで離職してしまう傾向が全国に比べても高いという結果が出ています。

それはなぜかということですが、なかなかこれといった原因が一つに絞れなくて、やはり大都市でするので男性の長時間労働が影響しているというところもございますし、保育所など子どもを育てる環境が厳しいですとか、様々な要因が複合的に絡み合って、大阪府の女性は結婚すると離職する方が多いという結果になっているようです。

これを改善するためにこれをすればいいというわけではなく、結論としては、一つのことをやるということではなくて、女性の継続就労に向けた様々な取組を複合的に行っていく必要があるという現状になっています。

これが原因ですとはっきりと言えるようなひとつのものではなく、これをすればこれが達成できるという状況です。

○梁委員

複合的な要因が考えられるということで、問題は単純ではないということをご説明いただいたのですが、例えば横浜ですとか、関西でいうと神戸や京都などと比べると何か違いがあるのか、そのあたりはいかがでしょう。

○事務局（西野女性活躍促進担当部長）

いろいろ紐解いてはみたのですが、例えば大阪と京都を比較してどうかなど、具体的に比較した研究などは見出せてはおりません。もう少しざっくりとした、例えば、都市圏と地方ですとか、北陸などは継続就労している女性が多いなどの分析はありますが、県での違いといったところは現状では見出せておりません。

○朴木会長

これは難しいですね。確かにそうだと思いますが、そうなるとうまくわからないということになってしまうので。

他の方、いかがでしょうか。

田中委員、どうぞ。

○田中委員

全体的にお話を聞いていて、数値化されると概ねうまくいっているようだということで、今資料を見ているところではあるのですが、資料3では「達成」「概ね達成」が多い印象で、どこが達成できていないのかという中で、施策分野Iの「基本的方向2 地域における女性の活躍促進」「基本的方向3 政策・方針決定過程への女性の参画の促進」のあたりで未達成が多いと思っっているのですが、これはなにか大きな要因などがあれば教えていただきたいというのが一点です。

もうひとつ、資料2の24ページ「基本的方向10 国際社会と協調した取組みの推進」についてです。

自分は会社員という働き方をしながらNPOに関わっているのですが、SDGsというのは、今すごく注目を浴びているので、「年4回以上」という目標値の設定は、せっかく注目を浴びているところなので、もう少しなにかやってもいいのではないかと思います。この「年4回以上」という目標数値は、どういうふうに決めたのかを知りたいと思っています。

以上、2点です。

○朴木委員

はい、ありがとうございました。

大東委員の質問は、これと関係することでしょうか。別のものでしょうか。

○大東委員

先ほどの梁委員の質問に関連するものです。

○朴木委員

それでは大東委員の質問は後からにさせていただいて、まずは、今2点ご質問いただきましたのでそれについて事務局にお答えいただき、その後、大東委員のご質問をお願いします。

○事務局（梅辻女性活躍推進担当課長代理）

女性活躍推進担当課長代理の梅辻でございます。

基本的方向2の達成が少ないのではないかとご指摘について、補足説明させていただきます。

地域における女性の活躍推進、この「地域活動」につきましては、自治体、PTA、NPO、そう

いったボランティア活動などを含めた、全般的な地域活動ということで施策を進めているところですが、この分野は、企業等における女性の活躍推進と違って、行政のマネジメントがなかなか及びにくいというのがあります。

そういったところでも、自発的に意欲がある女性に、ぜひ地域でご活躍いただくということで、先ほどご説明したようなチャレンジ応援拠点などの取組を進めているところではございますが、第3次計画の中でも申し上げているとおり、意識調査の中では、実際に女性の方にも地域活動に参加いただいているものの、リーダーとして中心的な役割を担っているという実感がなかなか得られていないという状況で、非常に難しい分野であるというところです。

ですので、数字に結びついていない部分もあって、基本的方向2では「未達成」が7つあり、達成状況が十分でないというところです。

#### ○事務局（中野男女共同参画課長）

2点目のご質問の「基本的方向10 国際社会と協調した取組みの推進」の国際的な取組みの紹介・情報発信回数につきましては、ご指摘のとおり非常に注目を集めていると認識しております。この発信回数「4回」というのは、大阪市が発行している男女共同参画の情報誌「クレオ」というものがあり、こちらの中で、連載という形で「SDGs」の解説や、そのゴールに向けて大阪市がどのような状況にあるのかなどを掲載した情報誌を年4回発行しているところです。ただ、ご指摘のとおり、情報誌に限らず様々な媒体を活用した情報発信の必要性を認識しております。

#### ○田中委員

先ほどの地域における女性の活躍促進というところで、年齢という問題もあると思うのですが、私は今40代ですが、若手として、地域の中で代表的な活動をしているという肌感覚があったので、お話を聞いて思うことがありました。

計算値だけでなく、企業などでは具体的な事業計画まで落とし込んでいるように思うので、そのあたりまで踏み込んだものが、今後、生まれていけばいいと思います。

#### ○朴木委員

若い層に、より活躍していただけるような雰囲気が出てきているのではないかと。よろしく願いいたします。

それでは、リモート参加の鳥生委員が手を挙げていらっしゃいますけれど、内容は先ほどの梁委員のお話に関係することでしょうか。

#### ○鳥生委員

はい。別の質問と、大阪における女性の就業率が低いという質問についての2点なのですが。

#### ○朴木委員

それでは、どうぞ。すみませんが、リモートの方を優先させていただきますので、どうぞこのままご発言ください。

○鳥生委員

ありがとうございます。

大和ハウス工業の鳥生でございます。

先ほど少し議論のあった大阪の女性の就業率が低いという点について、出産を機に辞めてしまう人が大阪では多いということで、弊社では、出産で仕事を辞められる方は全国で調べてもほとんどいないという状況ですが、数字としては全国で合算して算出しているところがございますので、もし今後、さらに分析を進めていかれるということでしたら、企業について、大阪に勤務するなどで特段、分類してご提出する必要があるのかなということをおもいました。

あとは、弊社では、特に東京などは同じ給料でありながら家賃や生活費が非常にかかるので、何かがあっても絶対に辞めないということは女性の社員がよく言っておりますので、そういったところも関係するのかなど。感覚的な意見で申し訳ありません。

二点目ですが、生活に困っておられる女性等の支援というところで、基本的方向6の主な取組、58事業の中で、LGBTについての啓発であるとか多文化共生事業ということで、直接的に女性という枠組みでなくダイバーシティの文脈だと思うのですが、こういった取組をされているのだとお見受けしましたが、ここについて何か補足といいますか、こういった文脈で事業として展開されているのかなどありましたら、ご説明よろしくお願いたします。

○朴木会長

先ほどから大東委員も手を挙げておられますので、まずは梁委員からのご発言の問題提起がありましたので、その点について大東委員のご意見、ご質問を受けて、それからお答えさせていただきたいと思えます。

その後、表現についてのご質問に答えていただく、というふうにしたいと思えます。

では、大東委員どうぞ。

○大東委員

梁委員がおっしゃっていたところですが、基本的方向1で、大阪市の女性の就業率が全国平均を下回るということで、大阪市は多様な状況にあって、複合的要因があるということでお話がありましたが、ただ、その中でも、例えば、所得階層別に見てみると全国平均で見た就業率というものが、かなり変わってくるというふうに思えます。そう考えてみると、その中でこういう人達に対してはこういう支援が必要なんじゃないかというの、もっと出てくると考えられるのですが、そういった点に関しての分析及び、それに対しての事業の展開に関してはいかがでしょうか。

○朴木会長

先ほど鳥生委員からも、もう少し細かな配分にした方がいいのではないかとのご提案、ご意見もありましたが、それも含めて、分析をする方向をもう少し細かく、丁寧にすれば、結果も違うかもしれないし、何か方策も変わってくるかもしれないということですね。

これはいかがでしょうか。

○事務局（西野女性活躍推進担当部長）

ありがとうございます。

ご指摘いただいた所得階層別の分析というのは、今現在、手元にございませんで、そういった分析がしっかりできているかということも含めて、ご指摘を踏まえて進めてまいりたいと思います。確かに、それで何か表れてくる部分もあるかなと思いますので。

○大東委員

少しだけよろしいでしょうか。他市で、例えば所得水準が高くて専業主婦層が多いというような話もあれば、もっと地方では夫婦が一緒に働いているというのは通常だということもあり、様々です。大阪市の場合は人口も多いですから、その中でどういった人達がいるのかということをもう少し詳しく見てみると、見えてくるものもあるかなと思います。

○朴木委員

おそらく直ちに結果は出ないと思いますが、少し、資料などを探していただいて、またご報告を受けることができればと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは先ほど2点目の基本的方向6のご質問について、お答えいただけますか。

○事務局（中野男女共同参画課長）

基本的方向6の多文化共生やLGBTに関する取組についてですが、男女共同参画社会を目指す中で、多様な性のあり方への理解を深めるといったことも社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めていくという意味で、必要であり、重要であるということで、基本的方向6の取組の中に入れております。

取組の状況といたしましては、特にLGBTについての啓発ということで、資料3でも触れておりますが、ここに記載しております以外にも、市のパートナーシップ宣誓証明制度についての取組や、LGBTについてのその他の啓発なども市として取り組んでいるところでございます。

多文化共生事業につきましては、昨年、多文化共生の指針を策定いたしまして、これについても市として取組を進めているところでございます。

○朴木会長

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

初めて参加させていただきます、大阪府看護協会の高橋でございます。

暴力としてDVがクローズアップされているのですが、看護や医療、介護というのは女性の働く割合としては非常に多い分野なのですが、そこでの暴力、働く職場での暴力は、非常に大きな問題を抱えています。

例えば、訪問看護で、看護師もしくは介護士は自宅に訪問をしますが、そこでの利用者からの暴言暴力、性的な被害などもあって、非常に、常に危険と隣り合わせの状態が女性で単独で訪問をしているという現状があったりします。

コロナ禍で第4波と第5波では大変変わってきたのですが、第4波は認知症など高齢者の方々の対応が非常に大変だったのですが、今、第5波で何が大変なのかというと、若い方々の入院での暴言暴力が非常にひどいと。夜勤で回るのが怖いという看護師の声も聞かれています。

これはコロナ禍だけではないのですが、こういった働く現場において、女性が男性からのいろんな暴言や暴力に曝されているという現状は非常に大きい問題ですし、医療現場だけではなく、女性の働く現場でそういったものがないのかというところの調整もこれから大事になってくるのではないかと思います。単にDVやチャイルドアブ्यूズなどのアブ्यूズもすごく大きな問題ですが、やはり社会で女性が活躍する現場での実質的な暴力というのも、女性が働き続ける困難さという面で非常に大きく影響すると思いますので、こういったところにも少し広げていただければなど。

本当に多様、多角的に分析をされていて、取組を一部にしないといけないというのもすごくよくわかりますし、そういったところで、やはり働きやすい職場、安全で安心して働ける職場を作るための調査とか啓発といったところもあると思いますので、お願いしたいと思っています。このデータを見せていただいた時に、家の中だけではなく、職場が、働き続けられるというためには、そこも必要なというふうに思いましたので、意見させていただきました。

#### ○朴木会長

ありがとうございました。

セクハラ、パワハラという形では調査やいろいろな取組がなされていますが、セクハラ、パワハラではあるのですが、もう少し現実に迫るような何かを期待したいということだと思いますので、これはぜひご検討ください。

森岡委員、どうぞ。

#### ○森岡委員

今の話を聞いていて、DVなどの暴力にどう対応していくかということについて、私もすごく共感するところがあって、実は先日、私が勤めているところで、20歳ぐらいの学生さんが家庭内暴力に直面しまして、年齢が20歳だったのでDVの枠からはみ出ってしまうとか、親から暴力を受けている子が相談できる窓口がなかなかないと。大阪市の中では無かったので、大阪府の窓口を紹介していただけてすごくありがたかったのですが、そういった、いわゆる配偶者からの暴力だけをドメスティックバイオレンスと捉えるのではなくて、もう少し大きく、家庭の中で、今は特にコロナ禍なので、子どもにも属さない18歳、19歳、20歳、の学生さん、専門学校へ行っている子もいるでしょうし、そういった年齢の枠の中でも、行政のサポートが今後、増えていったらありがたいと思いました。

#### ○朴木会長

そのあたりの内容も付け加えるといいますか、よりきめ細かい現実が反映できるような調査や施策を期待したいということで、まとめさせていただこうと思います。

まだご意見やご発言されたいことがたくさんあるかもしれませんが、会議の時間も限りがございます。それから、資料も多岐にわたっておりますので、よく読むと気が付いたということも出てくるかもしれません。ご意見のある方は、後日、書面で事務局にご提出をお願いしたいと思います。

書面の提出について、事務局からお願いできますか。

#### ○事務局（中野男女共同参画課長）

本日いただいたご意見のほかにお気付きの点等ございましたら、資料7として様式を用意しております。本日の審議会の後に様式をメールで送付させていただきますので、9月10日金曜日までに事務局

宛にメールで送付いただきしたいと思います。

その後の手続きをいたしましては、事務局で委員の皆様のご意見を集約させていただき、外部評価の案として取りまとめて、各委員の皆様にもメールでお示しさせていただいて、ご確認をお願いしたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

#### ○朴木会長

議題2につきましては、ここまでとさせていただきたいと思います。

「議題3 第3次大阪市男女きらめき計画に基づく施策の推進の進捗管理について」に移ります。

今年1月に、本審議会から新計画策定に係る答申を出しまして、3月に第3次大阪市男女きらめき計画が策定されました。第3次計画の概要と、議題である「第3次計画の進捗管理」について、事務局からご説明願います。

#### ○事務局（中野男女共同参画課長）

それでは、第3次計画に基づく施策の推進の進捗管理の説明に先立ちまして、まず第3次計画の概要をご説明いたします。

資料8の青色のリーフレット「第3次大阪市男女きらめき計画」（概要版）をご覧ください。このリーフレットは、観音開きで開くごとに詳細が記載されている形になっています。データでご覧の方は、表紙から裏表紙まで順番に並べております。

では、開いていただいて左側、データでは2ページに、計画策定の趣旨と性格を記載しています。第3次計画については、近年、男女共同参画社会の実現に一定の進展が見られる一方で、指導的地位において女性の占める割合は依然として低く、固定的な性別役割分担意識も根強く残っているなどの課題が残されている状況を背景として、本審議会からの答申を踏まえ、パブリックコメントによる市民からの意見聴取を経て、令和3年3月に策定しました。

この計画に基づいて、市民、企業・団体、関係機関の皆様の幅広い理解・協力をいただきながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

計画の性格についてですが、本計画は、大阪市男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画を推進するための総合的な計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画及び、DV防止法に基づく基本計画としても位置付け、令和3年度からの5年計画となります。

リーフレット右側、データでは3ページに移りまして、男女共同参画をとりまく課題をまとめております。企業における女性の活躍に関して、指導的地位における女性の割合は依然として低く、固定的性別役割分担意識も根強く残っています。

新型コロナウイルス感染症の拡大による、雇用・就業への影響、DVの増加・深刻化など、特に女性に対する社会的・経済的影響の懸念があります。

少子高齢化が進む中、さらなる女性の活躍が求められています。

「ジェンダー平等の実現」などSDGsの推進等に的確に対応していく必要があります。

リーフレットをさらに開いていただくと、左から、計画の構成、各施策分野の紹介となっております。データでは4ページからです。

一番左のページ、データでは4ページ目、施策の推進とありますが、本計画の構成について、男女共同参画社会を実現していくため、「3つの目標とする社会」「3つの施策分野」を設定し、施策分野ごとに5年間の数値目標となる成果指標を定め、計画の効果的な実施を図ります。

資料の下段に移りまして、計画の推進体制ですが、庁内に設置した推進本部を活用した関係部局との連携、男女共同参画審議会からの意見反映、関係機関・団体との連携強化により、施策の効果的な推進を図ります。また、地域に根ざした男女共同参画施策推進の拠点として、市内5ヵ所の男女共同参画センターを活用していきます。

左から2つ目、データでは5ページ目、施策分野1「あらゆる分野における女性の参画拡大」では、「管理的職業従事者における女性の割合」や「大阪市役所の男性職員の育児休業等の取得率」など、11の成果指標の達成をめざします。

成果指標の達成に向けて、基本的方向1「雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス」では、「企業における女性の活躍推進」や「女性の多様な働き方の実現」、「大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大」に関する取組を進め、また、基本的方向2「地域における女性の参画拡大」において、「女性の地域活動への参画促進のための環境づくり」や「地域で活躍する女性の育成・支援」に関する取組を進めます。

左から3つ目、データでは6ページ目、施策分野2「安全で安心な暮らしの支援」では、「『デートDV』という言葉を知っている市民の割合」など、5つの成果指標の達成を目指します。

達成に向けて、基本的方向3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」では、「女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり」や「DV被害者と家族への支援」に関する取組を進めます。

基本的方向4「生涯を通じた健康支援」では、「女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進」や「男女の健康をおびやかす問題についての対策の推進」に関する取組を進めます。

基本的方向5「生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」では、「生活上の困難に直面する女性等への自立支援」や「高齢者・障がいのある人等が安心して暮らせる環境の整備」、「性の多様性の尊重についての啓発の推進等」に関する取組を進めます。

続きまして、一番右、データでは7ページ目、施策分野3「持続可能な男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」では、「社会全体として男女が平等であると思う市民の割合」や「地域防災活動に女性の参画が必要だと思う市民の割合」など、7つの成果指標の達成を目指します。

達成に向けて、基本的方向6「男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備」では、「男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備」や「相談体制の充実」に関する取組を進めます。

基本的方向7「男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」では、「男女共同参画の理解促進、情報発信」や「男性・女性の意識改革の促進」、「多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実」に関する取組を進めます。

基本的方向8「防災・復興における男女共同参画の推進」では、「地域防災活動における女性参画の重要性の啓発」などの取組を進めます。

基本的方向9「国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進」では、「男女共同参画にかかる国際的取組の情報発信」や「多文化共生の視点を踏まえた女性への支援」に関する取組を進めます。

本リーフレットが地域拠点や相談窓口の周知の一環となるよう、裏表紙、データでは8ページ目に、男女共同参画センターの所在や相談機関の一覧を掲載しております。

第3次計画の概要は以上となりますが、今後5年間、施策の効果的な推進を図るためにPDCAサイクルを推進していくこととしています。

続きまして、資料9「第3次計画の進捗管理」をご覧ください。

令和2年度までの第2次計画でのPDCAサイクルは、計画に係る全ての事業ごとに、各所属において事業計画をたて、事業を実施し、自己評価を行い、審議会による外部評価を踏まえ、各所属に

において事業の改善・検討を行い、次年度の事業計画につなげていくことにより、計画全体の進捗を管理しておりました。

第3次計画では、計画に掲げる成果指標を達成するためにPDCAサイクルを推進していくことをよりわかりやすく表してご報告するため、各施策分野における基本的方向ごとに、(1) 関係する成果指標、(2) 成果指標に向けて取り組む具体的取組の進捗状況・効果を計る「活動指標」、(3) 具体的取組となる関係事業の事業実績を一覧にまとめた様式とし、全体を俯瞰できるようにしております。

別紙1「第3次計画進捗管理表(案)」がその様式でありまして、このあと要点をご説明いたします。

各事業は、それぞれ事業を所管する所属が実施しておりますが、庁内に設置した「男女共同参画推進本部」の幹事を中心として、記載している図のようにPDCAサイクルを推進していきたいと考えております。男女共同参画推進本部の幹事につきましては、別紙2をご覧くださいよう願います。それでは、別紙1の資料に基づいて、第3次計画の進め方について、ご説明いたします。

#### ○事務局(古武雇用女性活躍推進課長)

それでは、ホッチキス止めしております別紙1「第3次計画進捗管理表(案)」について、時間に限りもございますので、要点を中心に、ご説明させていただきます。

まず1ページ目、基本的方向1「雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランス」でございます。

この分野では、成果指標として「大阪府と全国平均女性(15歳～)の就業率の差、「管理的職業従事者における女性の割合(大阪府)」、「大阪市役所の男性職員の育児休業等の取得率」など、10項目について目標値を設定しております。

これらの目標達成に向けて、2ページから4ページに記載の具体的取組を進めてまいりますが、令和3年度の進捗状況・効果を計るものとして、代表的な取組について、「活動指標」を設定します。

なお、資料2ページの左「具体的取組」に記載している内容は、第3次計画の該当箇所の内容を転記しております。関連する事業名称及び事業概要を、その右欄に記載しておりまして、以下同様となっております。

まず、1ページの中ほど「(1) 企業における女性の活躍推進」として、「女性の活躍に向けた環境整備支援を行った企業の数」について150社以上、「女性活躍の取組の意義・重要性について啓発を行った企業の数」について1,500社以上を目標とします。

具体的には、女性にとって働きやすい職場環境の整備を積極的に推進する市内企業等を「女性活躍リーディングカンパニー」として認証・PRするとともに、女性活躍の取組が進んでいない中小企業等に対して、その意義や重要性の理解を促すため、アウトリーチによる啓発と取組支援を実施します。

次に、3ページ「(2) 女性の多様な働き方の実現」として、「しごと情報ひろば・地域就労支援センター事業における職業相談・職業紹介事業による女性就職者数」について1,078人以上、「再就職や仕事と家庭の両立支援セミナー等への参加者アンケートで「就職意欲が高まった」と回答した割合」について70%以上を目標とします。

具体的には、「しごと情報ひろば・地域就労支援センター」において、求職者一人ひとりに寄り添った職業紹介や職業相談を実施するとともに、ニーズに応じたキャリアカウンセリングやスキルアップセミナー、職場体験等を通して就業を支援します。

次に4ページ「(3) 大阪市役所における働きやすい職場づくりと女性の参画拡大」として、育児

に伴う休暇・休業の取得計画策定率としましては、令和7年度までに100%をめざすものとし、令和3年度の実績値を今後の基準値としてまいります。

続きまして5ページ、基本的方向2「地域における女性の参画拡大」でございます。

この分野では、成果指標として「地域活動において女性の参画が進んでいると答えた市民の割合」を設定しております。

令和3年度の「活動指標」としましては、「(1) 女性の地域活動への参画促進のための環境づくり」として、「地域で活躍している女性の活動事例等の情報発信回数」について7回以上、また、6ページに移りまして、「(2) 地域で活躍する女性の育成・支援」として、「女性チャレンジ応援拠点の登録者へのアンケートで、「拠点の事業が地域での活動に役立った」と答えた人の割合」について80%以上を目標とします。

具体的には、クレオ大阪中央内に「女性チャレンジ応援拠点」を開設し、地域活動に参画意欲のある女性や活躍中の女性を対象に、相談対応や活動の知識・ノウハウを学べるワークショップ等の開催、活動のレベルアップやネットワーク拡充につなげる情報交流の場の提供、地域で活躍する女性ロールモデルの情報発信を実施してまいります。

#### ○事務局（中野男女共同参画課長）

続きまして7ページ、基本的方向3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」でございます。

この分野では、成果指標として、「配偶者・パートナー間において、「なぐる・ける」だけでなく、「友達や身内とのメールなどをチェックしたり、付き合いを制限する」をDVとして認識する市民の割合」、「いわゆる社会的暴力の認知度と、「交際中の恋人間で行われる暴力行為である「デートDV」という言葉を知っている市民の割合」、「いわゆるデートDVの認知度と、「配偶者等からの暴力にかかる相談窓口の認知度」を設定しております。

これらの成果指標を高めるため、8ページから10ページに記載している具体的取組を進めてまいりますが、令和3年度の進捗状況・効果を計るものとして、7ページ下に記載の3つの「活動指標」を設定します。

まず、「DVにかかる理解度を高めるための広報・啓発（ホームページ・SNS・情報誌・イベント等活用した啓発回数）」について、令和3年度20回以上を目標とします。

具体的な取組としては、男女共同参画情報誌クレオ、地域情報誌、各区広報紙等への啓発記事の掲載やホームページやSNS、デジタルサイネージなど各種広報媒体を活用した広報・周知、啓発カードの配布等を行うほか、11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間において、重点的に啓発を実施します。

次に、「デートDVにかかる理解度を高めるための広報・啓発（デートDV防止啓発リーフレット配布数）」について、令和3年度24,000部配布を目標とします。

具体的な取組としては、市内中学生に対し、デートDV防止の啓発・予防教育授業を実施するほか、クレオ大阪や区役所などにリーフレットを配架します。そして、「相談窓口について認知度向上のための広報・周知（ホームページ・SNS・情報誌・イベント等活用した広報回数）」について、令和3年度30回以上を目標とします。

具体的な取組としては、先ほどの「DVにかかる理解度を高めるための広報・啓発」と同様に各種広報媒体を活用した広報・周知や、相談窓口を記載した啓発カードの配布、「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間において、重点的に啓発を実施します。

次に、10ページをご覧ください。DV被害者と家族への支援にかかる取組の活動指標として、「緊急一時保護先からの退所者に対するアンケートで意識が「前向きに変化」したと回答した割合」について、令和3年度90%以上を目標とし、取組を進めてまいります。

この分野の成果指標である社会的暴力の認知度やDV相談窓口の認知度につきましては、先ほどご説明いたしましたように、目標に達していないことから、より広く効果的な広報啓発が必要と考えておりまして、令和3年度においては、さらなる啓発を行うため、SNSの発信回数の増やし、DV防止週間において、市民がDVを知るきっかけとして、地域に身近な区役所において、啓発のぼりの設置や窓口のデジタルサイネージでの啓発動画放映を予定しております。

続きまして11ページ、基本的方向4「生涯を通じた健康支援」でございます。

この分野の成果指標及び取組は、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第2次後期）」と連携しており、成果指標である「がん検診受診率（市民全体）」50%以上を目指して、12ページから14ページに記載している具体的取組を進めてまいります。

令和3年度の進捗状況、効果を図る活動指標についても、関係所属において策定した計画や、所属が事業の目標管理として公表している運営方針の内容と連携して設定しております。

（1）女性の生涯を通じた健康保持・増進のための施策の推進にかかる取組の活動指標について、女性になりやすい傾向にある骨粗しょう症に係る取組の効果を確認するものとして、骨粗しょう症検診受診者の増加について、令和5年度までに19,000人以上をめざして、前年度よりも受診者数を増やすこととします。

また、妊娠・出産にかかる健康支援に係る取組の効果を確認するものとして、妊産婦健康診査において、①妊娠11週までの妊娠届出率、②定期的に健康診査を受診した妊婦の割合、③産婦健康診査受診率の高い割合の維持をめざします。

13ページをご覧ください。生活習慣病の予防において、がん検診受診勧奨に係る取組の効果を確認するものとして、「国民健康保険加入者の令和3年度がん検診受診者数」について104,000人以上、こころの健康づくりの推進における啓発効果を確認するものとして、「こころの悩み電話相談件数」について3,550件以上をめざします。

続きまして15ページ、基本的方向5「生活上の困難に直面するあらゆる女性等が安心して暮らせるための支援」でございます。

この分野の成果指標は、「大阪府における25～44歳の女性の就業率」について、全国平均を上回ることであります。

15ページから20ページに記載している様々な具体的取組を進めてまいります。

令和3年度の進捗状況・効果を計る活動指標につきましては、（1）生活の方に直面する女性等への自立支援にかかる取組の活動支援について、ひとり親家庭サポーターの新規相談発生件数に対する解決件数の割合について、99%以上を目指してまいります。

また、複合的に困難な状況に置かれている人々への支援における困窮者支援の取組の効果を確認するものとして、「自立相談支援件数」について9,000件以上を目指します。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生活困窮者の自立相談支援件数が令和2年度は、約1万8500件と、前年度の倍以上の件数となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化により、特に、女性への様々な影響がもたらされていることから、困難・課題を抱える女性に対する支援事業を、今年度実施しておりまして、本日、机上に配布、あるいはリモート参加の皆様にはメール送付させていただきました1枚ものの資料をご覧ください

ださい。

不安やストレス、孤独・孤立を感じている女性や困難を抱えている女性の相談方法の選択肢を増やし、これまで行政の相談につながっていなかった方々に支援が届くよう、新たに「女性のつながりサポートLINE相談」を実施し、相談支援体制を強化してまいります。また、様々なご事情で生理用品の入手が困難な方へ、相談の機会を通じて生理用品の配布を行います。

資料へ戻りまして、17ページをご覧ください。

高齢者、障がいのある人への支援に係る取組の効果を確認するものとして、「市民後見人バンク」新規登録者数について、令和3年度24人以上を目指します。

続きまして、資料20ページをご覧ください。

男女共同参画社会を目指す中で、多様な性のあり方への理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることも必要です。

「大阪市LGBTリーディングカンパニー」認証制度は、性的マイノリティの方々が直面している課題等の解消に向けた取組を、先進的・先導的に推進する事業者等を認証し、本市のホームページや各種広報媒体等を活用して取組内容を情報発信したり、求職者へ情報提供したりする制度です。平成31年から実施しており、新規認定件数を増やしていくことを目標といたします。

続きまして、基本的方向6「男女共同参画の視点に立った各種制度の整備」でございますが、この分野の成果指標及び取組は、主に大阪市のこども・子育て施策の方針と連携しており、成果指標である、「保育所等の利用定員数」「病児・病後児利用確保数」については、算定基準に基づき計算した見込み値や施策を推進する計画に基づき設定しています。

多様な保育ニーズへの対応において、保育人材確保に係る取組の効果を確保するものとして、「保育人材確保事業等により、市内民間保育所等で3年度中に採用が必要となる保育士の確保」について令和3年度1,365人以上を目指します。

また、介護サービスの充実における取組の効果を確保するものとして、介護保険サービス目標量について、所管局が策定した計画の目標値を目標として設定しています。

これらの分野につきまして、22ページから27ページに記載されております。

21ページの成果指標3行目、「女性の悩み相談の認知度」ですが、令和7年度60%以上を目指すため、28ページをご覧ください、活動指標として「相談窓口についての認知度向上のための啓発回数（ホームページ・情報誌・男女共同参画センターイベント等活用した啓発回数）」について、令和3年度20回以上を目標とします。

クレオ大阪では、様々な悩みを持つ市民を対象に、女性総合相談センター事業や男性相談事業を実施していますが、各種広報媒体を活用することにより、その認知度も高めてまいります。

続きまして29ページ、基本的方向7「男女共同参画を推進する教育・啓発の充実」でございますが、この分野の成果指標は、ご覧の3つでございますが、30ページから33ページに記載しているような具体的取組を進めてまいります。

この効果を計る活動指導についてですが、29ページの下段をご覧ください。

男女共同参画に関する市民意識の向上に必要な啓発事業の効果を確保するものとして、「男女共同参画センターにおける講座・セミナー数」について150講座以上、「男女共同参画センターにおける講座受講者数」について7,000人以上、「男女共同参画センターのホームページ閲覧数」については、目標値を検討中の状況ですが、情報の発信ターミナルの閲覧数の向上を目標として設定いたします。

続きまして34ページ、基本的方向8「防災・復興における男女共同参画の推進」でございます。

この分野の成果指標は、「地域防災活動に女性の参画が必要だと思う市民の割合」を高めることでございますが、具体的取組として、各区における防災訓練等に際し、女性参画の必要性について啓発するとともに、男女共同参画センターにおいて講座・セミナーを実施して、防災分野における女性の参画の必要性について、男女ともに意識が向上するよう取組を進めてまいります。

令和3年度の進捗状況・効果を計る活動指標については、防災に関する講座・セミナー等において、地域防災活動に女性の参画が必要だと思う参加者の割合について、90%以上を維持することを目標とし、質が高く、わかりやすい内容の啓発に努めてまいります。

最後に35ページ、基本的方向9「国際社会と協調した多様性に富んだ取組の推進」でございます。

この分野は計画全体の中では小さなエリアとなりますので、成果指標は設定しておりませんが、具体的取組を効果的に進めていくために活動指標を設定してありまして、「国際的な取組みの紹介・情報発信回数（ホームページ・情報誌・イベント等を活用した発信回数）」について年4回以上実施します。

36ページですが、多文化共生の観点から、外国人に対する多言語での生活支援や相談窓口の情報提供における取組の効果を確保するものとして、大阪国際交流センターインフォメーションセンターにおける外国人のための相談窓口の相談件数について、3,400件を目標値とします。

以上第3次計画における9つの基本的方向について、それぞれ掲げました成果指標の達成に向け、毎年度の具体的取組の進捗状況・効果を計る指標となる活動指標の設定を中心にご説明させていただきました。本日はこの「活動指標」の設定が適切かといった点を中心に、ご意見を賜ればと存じます。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○朴木会長

すぐにご意見を、というと難しいかもしれませんが、実は予定しておりました会議時間がそろそろ迫っておりますので、大変恐縮ですが、ぜひこの点をというものがあれば、ご発言をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

辻委員、どうぞ。

○辻委員

1ページの下の部分に、企業における女性の活躍促進ということで、令和3年度の目標値とその右に過去の実績数があるのですが、目標値があまりにも少ないのではないかと。

他のページを見ましても、これまでの数値と目標値があまり変わらないとかもあり、目標値というのはもう少し高く掲げて、それに挑戦をするのではないかと思いますのですが、そういったところはどのようなのでしょうか。

○朴木会長

それは全般的な話ですよ。

○辻委員

はい。それぞれで気になりました。

○朴木会長

いかがでしょうか。

○事務局（梅辻雇用女性活躍促進課長代理）

まず、例として挙げていただいた1ページ目の女性の活躍に向けた環境整備支援の企業の数や、啓発を行う企業の数目標値ですが、確かにご指摘の通り、実績と比べると手堅いといえますか、そういった数値を設定させていただいている理由としましては、この事業は委託によって行っておりまして、限られた予算の中でいろいろな手法を使いながら、アウトリーチによって企業に働きかけを行っており、今は訪問という形はなかなか難しくなっていますが、その中で取組の進展が見込めそうなところから優先的に環境整備支援を行っております。啓発企業数が1,500社というのはかなりの数でございます、1,500社に対してその1割というところで実際に支援させていただいているのですが、1年間という限られた時間の中で、この1,500社というのは、想定しているところとしては、実際に我々がめざしている女性活躍の取組の意義などを啓発していくうえで、順調に右肩上がりに攻めていける数値だと考えておりますので、数だけを大きくするのではなくて、その中身といえますか、丁寧なアプローチを考えておりますので、こういった数で設定させていただいているところでございます。

こちらの事業は単独で行っているということではなくて、こういった企業の啓発、それから、取組支援、そしてその先というところで、成果指標の中でも挙げさせていただいております女性活躍リーディングカンパニーの認証制度へ結びつけて、大阪市としてPRしていくという、一連の流れのストーリーの中でアプローチをさせていただいているところですので、そういった段階を踏んだ取組の中で、確実にその先へ結びつけていける数値を、落としどころとして設定させていただいております。

○朴木会長

おそらく、このご意見はその1件だけではなく全般的なことだと思いますので、目標値は目標なので達成するところですが、それ以上のものをということで実施していただければ、という趣旨でよろしいでしょうか。

目標達成は、これを達成したらいいということではなく、それ以上のものをぜひ、ということで考えていただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

石川委員、どうぞ。

○石川委員

自民党の石川です。

基本的方向1についてお伺いしたいのですが、どうにも女性は雇われるものという固定観念がここにあるのかなと感じるところでして、といいますのも、私自身、女性が起業した会社に以前勤めておりまして、そこでは創業当時から関わった、おそらく最初はお友達的な女性の管理職が非常に多く残っているという会社だったのですが、女性を雇ってもらおうということだけでなく、女性に起業してもらえようような支援や目標はないものかと思います。それこそが、女性がもっと働く場を持つことに繋がるのではないかと思います。

○事務局（梅辻雇用女性活躍推進課長代理）

お答えさせていただきます。

資料の中で、この基本的方向1はカテゴリーとしましては、雇用等における女性の活躍推進とワーク・ライフ・バランスということで、ご指摘の通り、この基本的方向1の施策につきましては、企業等

で雇用環境の場をいかに改善していくかというところから施策を書かせていただいているところでございます。

ご指摘の通り、女性のいろいろなアイデアを活かした起業という活躍というのが非常に大きな要素でございますので、そちらの施策につきましては、基本的方向2、地域というカテゴリーにはなってしまうのですが、起業というのはその方のお住まいの地域に根差すことも多くございますので、そういったところも含めまして、地域における女性の参画拡大の中の分野として取り扱っております。

具体的には、その中で、起業における女性の相談対応などについても、実際に実施しているところでございます。

基本的方向1の3ページ、「(2)女性の多様な働き方の実現」の「②未就業女性に対する個々の状況に応じた就職支援」として、起業したい女性に対するセミナーの開催やイベントの実施、相談事業についても行いますということで、資料上少し見えづらいところもございますが、基本的方向1、2にわたって、先ほどから出ております女性チャレンジ応援拠点でも、起業相談を受け付けておりますので、経済的な部局との繋がりも十分に意識しながら、総合的に進めているところでございます。

以上でございます。

○石川委員

ありがとうございました。

見えづらい、わかりにくいだけでなく、もっと積極的に進めてもらった方がいいのかなと思ったところでございます。

○朴木会長

大東委員、どうぞ。

○大東委員

すみません、確認ですが、今回意見として求められているのは、ここで言う令和3年度の活動指標の目標値に対して、これはどうなのかということなのでしょうか。

というのは、昨年度までのところ見ていると、これとは違う活動指標、成果目標などがあるので、これは今回挙げていただいたものではなくて、前のこれがいいのではないかと、新たなこんなものがないのではないかと、というような提案も含むのでしょうか。

○事務局（中野男女共同参画課長）

お答えいたします。

今、委員がおっしゃったとおり、今回ご意見を賜りたいのが、成果指標は固まっておりますが、5年度の成果指標に向けて、この活動指標で結果はどうかということについて、以前の方がより効果的に機能するのではないかといったご意見をいただきましたら、事務局で検討させていただき、再設定も考えていきます。ですから、項目の設定を中心にご意見を賜りたいと思っております。

また、目標値についても、設定をしておりますが、必ず達成するつもりではあります。もう少しではないかということもございましたら、そちらについてもご意見を賜りたいと思っております。

○大東委員

わかりました。

○朴木会長

具体的にこれはこうしたらいいのではないかというご意見もおありかと思いますが、いかがでしょうか。

資料の内容も多様ですし、それから、大変申し訳ないのですが、会議時間をあまり延長してもいかなものかということもございますので、少し読んでいただいて、気になるところやご質問、ご意見があれば、別途メールで送付するというのはいかがでしょうか。

事務局あてにメールにてご提案、ご質問していただくということでよろしいでしょうか。

○事務局（中野男女共同参画課長）

ありがとうございます。

補足ですが、活動指標について今回ご説明させていただきましたが、5年後の成果指標の達成に向けて、わかりやすく活動指標を設定して進めていきたいと考えているということとして、この点について特にご意見を賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○朴木会長

最後、随分と急がせてしまうような運営になってしまいましたが、議題2では様々なご意見をいただきましたので、着実に計画を推進していくようお願いいたします。

議題2については、メールでご意見を提出いただく様式がありますよね。議題3については、特に様式を定めていませんが、メールでご意見を提出いただくということでよろしいでしょうか。

○事務局（中野男女共同参画課長）

資料7の様式をメール送付させていただく際に、議題3のご意見の送付についてもわかりやすくお示しさせていただきます。

○朴木会長

委員の方々、他になにかございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

議事について、最後は少し慌ただしく進めてしまいましたが、以上で議題についての審議を終わりたいと思います。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局（中野男女共同参画課長）

委員の皆様、本日は貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございます。

この後、メール等で賜るご意見の内容も踏まえまして、朴木会長、森田会長代理にご相談させていただきまして、皆様にいただいた内容についての考え方等を整理しまして、ご説明させていただきたいと思います。

また令和3年度の事業実施につきまして、実績の自己評価を行い、来年度上半期にご報告させてい

ただ予定としておりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

○事務局（高戸男女共同参画課長代理）

長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

最後に、審議内容ではございませんが、最初に少しご案内しておりましたが、「ストップ！ コロナ差別」ということで「シトラスリボンプロジェクト」のチラシを置かせていただいております。リモート出席の方には、本日のメールで「シトラスリボンチラシ」というファイルを添付しておりますので、ご覧ください。こちらのご案内させていただきます。

「シトラスリボンプロジェクト」とは、愛媛県の有志の方々に活動を始められたもので、コロナ禍で生まれた差別、偏見を許さないという気持ちを表すため、愛媛県ということで特産の柑橘にちなんで柑橘の色ということで黄色や緑というものが多いのですが、そういった色のリボンや専用ロゴを身につけて、地域や家庭、職場などで、「ただいま」「おかえり」と言い合えるようなまちを目指すということを主な取組として始まった運動です。

新型コロナウイルス感染症に感染された方や、医療従事者、その家族に対する誹謗中傷やインターネット上への心ない書き込みなどということが起きているということで、報道等もされているところではございますが、人権を侵害するような事象が見受けられているところです。

どのような理由であろうと、そういった差別やいじめは絶対に許されるものではないということで、大阪市ではこの「シトラスリボンプロジェクト」に賛同しており、全庁的に取り組みを進めているところです。

すでにご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、委員の皆様におかれましてもリボンを作って着用する、こういったチラシを見えるところに掲示していただくなど、可能な範囲でご協力いただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

こちらのチラシのご案内は以上となります。

本日は大変お忙しい中、大阪市男女共同参画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

以上で審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。